

第1回「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」改定に係る意見聴取会議 議事録

1 開催日

令和5年7月24日(月曜日)午後1時30分～3時

2 場所

京都府公館第5会議室

3 出席者

(1) 委員

上田委員、大川委員、奥野委員、芹澤委員、竹之下委員、中村委員、富名腰委員、吉川委員、太田委員、藤井委員、田邊委員

(2) オブザーバー

力石人権教育室長、寺井人身安全企画官

(3) 京都府

文化生活部副部長、男女共同参画課長、男女共同参画課参事、男女共同参画課職員、健康福祉部副部長、家庭支援課長、家庭支援課職員、家庭支援総合センター所長、家庭支援総合センター参事、京都府男女共同参画センター副館長、他関係課職員

4 議事概要等

(1) 座長の選出について

委員の互選により中村委員を座長に選出。

座長が大川委員を副座長に指名し、全会一致で了承。

(2) 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」に係る取組状況について

(3) 京都府におけるDV相談等の現状について

(4) 京都府におけるDV施策（啓発・対策等）について

(5) 配偶者等からの暴力に関する調査について

(6) 計画改定に係る主な論点について

(7) 意見交換（主な意見）

① 京都府におけるDV相談等の現状について

- ・ 今回のDV調査では民間団体への相談が増えているということだが、民間団体との協働が重要なので、連携方法や体制を検討することが重要。数字に表れない成果や課題も意識する必要がある。

② DV防止啓発について

- ・ 啓発をする際は、幅広く一般的な啓発をするよりも、セグメント化しながら、重点的にする必要がある。

③ 北部地域での対策について

- ・ 地域によってはアウトリーチによる相談や自立支援が難しい場合があるが、住んでいる地域によってDV被害者の支援内容に差が出るのはよくないので、北部地域でも南部と同様の対応が必要。

④ DV法改正について

- ・ 令和6年4月施行のDV防止法改正法では、心理的、精神的暴力の追加、保護

命令の期間延長など大きな改正があったので、今回改定する計画では改正法の内容を盛り込む必要がある。

⑤ 加害者対策について

- ・ 加害者対策について国でも推進しており、実施する際の留意事項の一覧をまとめているが、京都府は早期から加害者プログラムを実施し、多くの加害者の相談を受けて経験を積んでいるので、全国的に取組を発信したほうがよい。
- ・ 加害者対策は保護命令が出るような段階までいくと遅く、その段階までいった場合は、警察等に対応してもらう必要があるが、刑事罰にならない段階でどのような教育ができるかが重要。

⑥ DV協議会の設置について

- ・ DV対策と児童虐待対策は交差しており、児童虐待では要保護児童対策地域協議会で関係機関が連携して対策を行うことになっているが、DVについても今回の法改正で協議会の設置が努力義務となり個別ケース会議も含めて取扱うことになるので、協議会の設置について本会議で議論したほうがよい。

⑦ 一時保護について

- ・ 一時保護所に入った後、被害者が家に帰らざるを得ないケースがあるので、自立プランの立て方について検討が必要。
- ・ 一時保護の実施件数が近年かなり減ってきているので、一時保護の相談件数と実際に保護を実施した件数の差など現状を分析して一時保護のミスマッチがあるのか確認するとともに、民間シェルターの利用状況や入所までのプロセスの確認も必要。
- ・ 一時保護では携帯電話が使用できず、学校にも通えないなど入所制限が厳しいために入所を拒む人もいるので、実施件数が減る状況になれば条件の緩和等、仕組みを変えていく必要もあるのではないかと。携帯電話は現在、財布として使用していたり、就職の際に必要ななど生活に欠かせないものとなっているので、時代やニーズに合わせた仕組みが重要。
- ・ 緊急的な一時保護という部分と、中長期的な支援体制としての公営住宅や婦人保護施設、母子生活支援施設の活用を切り分けて考え、被害者の状況やニーズに応じてトータルで被害者の自立支援計画をどう立てていくか検討していく必要がある。
- ・ 携帯電話など入所制限は大きな問題であり、逃げるしかない被害者支援だけでは不足していると考えており、実態としては、加害者側が実家に帰るという選択をとるケースもあり、私たちが見えていないDV対策について本計画改定にあたり議論が必要。逃げなくてもいい被害者支援の検討が求められている。